

寺請制度

〈解説文〉

宗旨証文之事

一 光輪寺[㊤] 旦那 三村吾忠[㊤] 歳五十七

一同 寺[㊤] 旦那 妻 歳五十三

男子

一同 寺[㊤] 旦那 三村崇元[㊤] 歳廿六

人数^ズ三人内 男式人

女老入 三村吾忠[㊤] 一家

右者三村吾忠代々真言宗^ニ而、則当寺旦那

紛無御座候、万^一御法度之宗門之由、訴人於有之者、

拙僧何方迄茂罷出、急度可申披候、為其宗門

御請合証文差出申所、依而如件

本寺山城国京都智積院末寺 真言宗

西洗馬村 青壺山 光輪寺[㊤]

享和三癸亥年三月

城戸十蔵殿

矢野藤左衛門殿

〈読み下し文〉

宗旨証文のこと

一 光輪寺[㊤] 檀那^{だんな} 三村吾忠[㊤] 歳五十七

一同 寺[㊤] 檀那 妻 歳五十三

男子

一同 寺[㊤] 檀那^{だんな} 三村崇元[㊤] 歳二十六

人数^ズ三人内 男二人

女一人 三村吾忠[㊤] 一家

右は三村吾忠代々真言宗^ニにて、すなわち当寺檀那に紛れ^{まぎ}ござなく

候、万^一御法度の宗門のよし、訴人^{そにん}これあるにおいては、拙僧^{せつそう}い

ずかたまでも罷り出^いで、急度^{きつと}申し披^{ひら}くべく候、そのため宗門御請

け合^あい証文差し出し申すところ、よつてくだんのごとし

本寺山城国京都智積院末寺 真言宗

西洗馬村 青壺山 光輪寺[㊤]

享和三癸亥年三月

城戸十蔵殿

矢野藤左衛門殿

〈用語の解説〉

- ・宗旨…宗門。宗派。
- ・旦那（檀那）…檀家。檀徒。
- ・拙僧…光輪寺の住職のこと。
- ・申し披く…弁解する。理由を説明する。
- ・智積院…京都市東山区にある真言宗智山派の総本山。

〈解説〉

寺請制度は、寺にキリシタンの摘発を請け負わせたもので、人間ひとりに必ず檀那寺を決めさせて、檀那寺がキリシタンでないことを証明させた。宗門改めは、毎年調査・申告されて、宗門人別帳に記録・保存された。

寺が発行する証明書を寺請証文とよび、奉公・出稼ぎ・婚姻・引越しなどの移動や移住に際して必要とされた。

三村吾忠の一家について、西洗馬の光輪寺が檀家であることを証明したものである。「御法度の宗門」との訴えがあった場合は、拙僧がどこまでも出かけて説明するとしている。一家のうち女性については「妻」とだけ記され、名前は記載されていない。宛名の城戸と矢野は高遠藩の郡代である。

なお、光輪寺は真言宗智山派の本寺智積院の末寺に位置づけられていた。本末制度といい、本寺が末寺を指揮下に置いて統制した。

【参考文献】

- ・歴史教育者協議会編『一〇〇問一〇〇答・日本の歴史4 近世』河出書房新社
- ・日本史教育研究会編『Story 日本の歴史―古代・中世・近世史編』山川出版社